

施設利用会員証を発行します

当協会では、会員事業所の皆様に「施設利用会員証」を発行しています。
全国社会保険協会連合会が優待契約を結んでいる施設に「施設利用会員証」を提示すると、優待価格で利用でき、大変お得です。
すでに「施設利用会員証」の発行を受けている事業所の方は有効期限が2020年3月31日までとなっておりますので、再発行の申込みをお願いします。
この機会に、ご家族でのご旅行や出張に是非ご利用ください。

施設利用会員証の申込み・利用について

- 下記の「施設利用会員証申込書」に記入のうえ、FAX(郵送可)でお申込みください。
※お申込みについては、当協会の会費を納付済みの事業所に限ります。
※お申込み枚数は、1事業所3枚までとします。
- その他
 - ①「施設利用会員証」の有効期限は2023年3月31日までです。
 - ②「施設利用会員証」は事業所内で管理し、必要の都度貸し出してください。
 - ③当協会会員事業所に勤務する従業員と、その家族以外は利用できません。

優待施設・優待内容について

- 詳細につきましては、当協会ホームページの下記バナーをクリックしてください。

香川県社会保険協会 [検索](#)



- プリンスホテルグループ・ダイワロイヤルホテルズについて
当協会の会員以外は見ることができない契約となっておりますので、当協会へお問合せください。

【お問合せ】

(一財) 香川県社会保険協会
電話 : 087-834-0522
FAX : 087-837-1661

施設利用会員証申込書

事業所名	
事業所記号	
事業所住所	
T E L	
担当者名	

申込枚数	枚
------	---

※申し込み枚数は最大3枚までとします。